

東京電力株式会社

取締役社長 西澤俊夫 殿

要 望 書

茨城県市長会

茨城県市議会議長会

茨城県町村会

茨城県町村議会議長会

茨城県市長会、茨城県市議会議長会、茨城県町村会、茨城県町村議会議長会の4団体は、別添のとおり 「電気料金の値上げに関する要望」及び「自治体からの損害賠償請求に関する要望」を決定いたしましたので 特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

平成24年3月5日

茨城県市長会長 会 田 真 一

茨城県市議会議長会長 渡 辺 政 明

茨城県町村会長 野 高 貴 雄

茨城県町村議会議長会長 小野瀬 義 之

電気料金の値上げに関する要望

今般、貴社においては、燃料費の増加等による電気の安定供給への影響を理由に、産業 業務向け「自由化部門」の電気料金の値上げを発表し、さらには家庭や低圧事業者向け「規制部門」の料金についても値上げの意向を示されました。

本県においては、福島原発の事故以来、大量に放出された放射性物質の影響により、農林水産業や商工業、観光業など各分野に深刻な被害が生じており、また健康被害に対する県民の不安は一向に収まる気配が感じられません。

このような中での自由化部門の電気料金の値上げは、歴史的な円高と長引くデフレの中で、懸命な企業努力を続けている製造業や小売業、サービス業等、県内で事業を営む企業の収益を圧迫し、経営に甚大な影響を及ぼすことは必至であり、雇用環境や税収の悪化など、本県の経済活力が著しく低下することが懸念されております。

さらに、家庭や低圧事業者の需要家は、貴社以外の電気事業者を選択する機会が与えられておらず、仮に、値上げが行なわれる場合にはそれを受け入れざるを得ない状況にあります。

今回の電気料金の値上げは、これまでの貴社の安全対策の瑕疵による代償を県民や企業に転嫁するものであり、到底容認できるものではなく、まずは、県民、企業等が納得できる徹底した経営合理化等を進めることが重要であります。

よって、貴社においては、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 地域経済に対し、様々な悪影響を及ぼす電気料金の大幅値上げを実施する前に、より大胆な経営合理化を進め、値上げの可否及び内容について見直しを行なうこと。
- 2 経営基盤の脆弱な中小企業等に対し、特段の配慮を行なうこと
- 3 電気料金の値上げに当たっては、経営合理化の具体的な内容や当面の収支見込、今後の電力需給の状況、値上げの理由としている燃料費等負担増の内容などについて、県民、企業等が納得する詳細かつ丁寧な説明を行なうこと。

自治体からの損害賠償請求に関する要望

福島原発事故については、発生から1年が経過しようとしておりますが、未だに収束の途上であり 県内全域に甚大な損害を生じさせております。

原発事故発生以降、本県の各自治体においては、放射線量の調査や焼却灰 汚泥の一時保管といった安全対策及び風評被害防止対策など 多額の費用負担と膨大な業務対応を強いられている状況にあります。

このような中、各自治体が行なってきた放射線対策に要した費用は、既に相当の額となっており 県内の多くの自治体においては、今年の6月以来随時、損害賠償の請求を行っておりますが、今もって支払いがなされておらず、多額の財源不足が見込まれる現下の自治体の財政をますます圧迫する要因となっております。

また、原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針においては、下水道及び水道等に関する事業以外の損害については、「本件事故と相当因果関係が認められる限り賠償の対象となる」などと記載されているのみで、具体的な対象事業は明記されておられません。

よって、貴社においては、下記事項について早急な対応を行なうよう強く要望します。

記

- 1 今回の事故のために自治体を実施した放射線対策等に係る経費のすべてについて、事故との相当因果関係が認められる損害として幅広く賠償の対象とするとともに、早急な支払基準の策定を進めること
- 2 自治体の損害への賠償については、速やかに手続きを進め、早急に支払いを行なうこと